

新潟市議会だより編集要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、新潟市議会の広報に関する要綱第14条の規定により、議会だよりの編集について必要な事項を定めるものとする。

(編集の基本方針)

第2条 議会だよりは、定例会及び臨時会における議会活動の内容の記事を中心に紙面を構成し、市民の生活に関係の深い事項や具体的に進展のあった事項等を重点的に取り上げ、市民にとって親しみやすいものとなるよう紙面構成面で工夫し、記事の公正中立を期することを基本方針として編集するものとする。

(規 格)

第3条 議会だよりの規格は、次のとおりとする。

- (1) 版 型 タブロイド版
- (2) ページ数 4 ページ
- (3) 組 型 縦6段
- (4) 活字の大きさ 10 ポイント
- (5) 紙 質 新潟市グリーン調達推進方針の判断基準を満たす印刷用紙

2 前項第2号の規定について、議長が必要と認めたときは、6ページまで変更することができる。

(掲載事項の基準)

第4条 議会だよりの記事の掲載基準は、次のとおりとする。

- (1) 定例会及び臨時会に関する事項
上程された議案に関連する見出しと審議経過の要約
- (2) 代表・一般質問と答弁の要旨
 - ア 代表質問
 - (ア) 氏名・会派名ともに記載する。
 - (イ) 1問1答式で要旨を掲載
 - イ 一般質問
 - (ア) 氏名・会派ともに記載する
 - (イ) 1問1答式で、同系等のものは整理し、要旨を掲載
- (3) 常任・特別委員会の審査に関する事項
各委員会の委員長報告からの抜粋を掲載
- (4) 意見書及び決議等に関する事項

可決した意見書、決議の要旨を掲載

(5) 請願・陳情に関する事項

結果（項目のみ）を掲載

(6) 議会の構成及び人事等に関する事項

議会で選挙又は議決された次の人事については役職・氏名を掲載

ア 議会

(ア) 議長及び副議長

(イ) 常任・特別委員会の正副委員長及び委員

(ウ) 議会選出の監査委員

(エ) 議会運営委員会の正副委員長及び委員

(オ) 一部事務組合議会の議員

イ 執行部

(ア) 副市長

(イ) 教育長

(ウ) 選挙管理委員及び補充員

(エ) 教育委員会委員

(オ) 人事委員会委員

(カ) 監査委員

(キ) 農業委員

(ク) 固定資産評価審査委員会委員及び固定資産評価員

(ケ) 土地利用審査会委員

ウ その他

(ア) 人権擁護委員候補者

(イ) 新潟県公安委員会委員

(7) 議決結果及び議会日誌に関する事項

(8) その他発行目的を達成するために必要な事項

議会用語や議会の仕組み、傍聴のお知らせなどを適宜掲載

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、議会だよりの編集に関して必要な事項

は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年3月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年3月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年12月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年3月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。